

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-21

アブラヤシ・プランテーション労働者をめぐるヘゲモニー関係

中島, 成久 / NAKASHIMA, Narihisa

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

121

(終了ページ / End Page)

157

(発行年 / Year)

2017-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013805>

〔論文〕

アブラヤシ・プランテーション労働者をめぐる ヘゲモニー関係¹

中島成久

NAKASHIMA Narihisa

目次

- 1 ヘゲモニー理論とブラヤシ・プランテーション労働者
 - 1-1 グラムシのヘゲモニー理論と本稿の課題
 - 1-2 アン・ストーラーのプランテーション研究とヘゲモニー理論
- 2 インドネシア、マレーシアのアブラヤシ開発
 - 2-1 拡大するアブラヤシ農園／世界商品としてのパーム油
 - 2-2 インドネシア、マレーシアにおけるパーム産業の発展
 - 2-3 西パサマン県のアブラヤシ産業
- 3 アブラヤシ農園労働者をめぐるヘゲモニー関係
 - 3-1 ウィルマー・グループと国営農園の比較
 - 3-1-1 ウィルマー・グループ
 - 3-1-2 国営第6農園
 - 3-2 農園労働者のフォーディズム①
 - 3-2 農園労働者のフォーディズム②
 - 3-3 農園内のフォーディズム③
- 4 サバルタンとしてのニアス人労働者

1 ヘゲモニー理論とブラヤシ・プランテーション労働者

1-1 グラムシのヘゲモニー理論と本稿の課題

本稿は日本学術振興会科学研究費基盤研究 (C) 「インドネシアのアブラヤシ農園労働者をめぐるヘゲモニー関係の研究」(2014年4月～2017年3月、課題番号 26370961)に基づく研究の中間報告である。

マックス・ウェーバーの支配の社会学においては、支配者の支配を被支配者が正当なものとして受け入れる過程を重視した点が高く評価されている。そうした問題意識をさらに進化させたのが、イタリアの思想家、哲学者のアントニオ・グラムシであった。

グラムシ研究者の松田博・小原耕一は、グラムシのヘゲモニー理論の特徴を以下のように要約している。²

- ①先進国、発展途上国での社会・文化の総合的な変革およびその将来社会形成の展望
- ②経済決定論、階級還元論的思潮に対する批判的な考察
- ③フォーディズム問題（アメリカニズム、フォード主義）への関心
- ④サバルタン＝従属社会への関心（サバルタン・スタディーズ）
- ⑤サバルタン性を組み込まない市民社会論はありえず、市民社会との有機的関係を欠落させたサバルタン論もありえないという立場
- ⑥抑圧、従属的地位に周辺化されたサバルタン集団の視点からヘゲモニー論の再構成

こうしたグラムシのヘゲモニー論の立場から、本稿の課題を以下述べる。

①に関していうと、本稿では発展途上国におけるヘゲモニー関係の分析となる。具体的にはインドネシアとマレーシアでのアブラヤシ開発が分析されるが、先進国とインドネシア、マレーシアだけではなく、インドネシアとマレーシアにおけるアブラヤシをめぐるヘゲモニー関係（資本関係）に注目する。

②に関していうと、アブラヤシ農園労働者とエスニシティ論の問題

が分析される。特に、筆者が主に研究してきたインドネシアの西スマトラ州では、アブラヤシ・プランテーション労働者としてニアス人移住者が好んで採用されているが、それは何故かを分析する。

③に関していうと、筆者のプランテーション研究の出発点になったアン・ストーラーの北スマトラ州デリのプランテーション地帯の社会文化史研究で、1929年の大恐慌を機に再編されたデリのプランテーション地帯で導入された人事管理がフォーディズムであったので、それをアブラヤシ・プランテーションのヘゲモニーの分析に適用できる。

④～⑥に関していうと、②で主な課題として浮上してきたニアス人労働者を、サバルタン研究の中に位置づけることが、本研究の最も重要な貢献となる。

1-2 アン・ストーラーのプランテーション研究とヘゲモニー理論

アン・ストーラーの『プランテーションの社会史』³のなかで、ストーラーはシドニー・ミンツの『甘さと権力』⁴から始まるプランテーション研究、歴史人類学、ポスト・コロニアリズム研究を高く評価している。ミンツの原著は1985年に出版されたものだが、人類学におけるポスト・コロニアリズム研究を宣言する時代の到来を画した。

もともとカリブ海地方の地域研究者であったミンツは、自分の研究している地域、課題をより大きな歴史のなかに位置づける必要性を痛感し、カリブ海の特産品である砂糖を、製糖業の歴史的な展開と甘味とその象徴的世界をヨーロッパの権力者がどう支配し、どう大衆化していったかについての歴史人類学的研究へと進化させていった。

ミンツの研究はその後多くの継承者を生み出していくが、西スマトラ州のミナンカバウ研究者のジョエル・カーンもその一人である、とストーラーは指摘する。彼の研究スタイルが一変したのである。カーンの最初のミナンカバウ研究書である *Minangkabau Social Formations:*

Indonesian Peasants and the World-Economy (Cambridge Studies in Social and Cultural Anthropology) の初版は 1980 年の出版であるが、この時までには、まだマルキスト人類学の交換理論に基づく地域研究という側面を色濃く帯びている。だが、1993 年に出版された *Constituting the Minangkabau: Peasants, Culture and Modernity in Colonial Indonesia (Explorations in Anthropology)*、Bloomsbury Publishing PLC (1993) では、ミナンカバウ母系制の「発見」は、パドリ戦争、コーヒーの強制栽培制度、共有地の「永小作制度」そして、1903 年のカマン戦争を経て、1913 年ナガリ条例によって完成されていったと結論付けていて、歴史人類学的研究の洗礼を受けていることが明瞭である。

では、アン・ストーラーのプランテーション地帯研究におけるヘゲモニー論、フォーディズム論とはなんであるのか？

経済人類学者モリス・ゴドリエの下で学んだアン・ストーラーは、3 か月間インドネシア各地で予備調査を行っていた。もともとジャワでの調査を希望していたストーラーではあったが、1970 年代のジャワに彼女の求めている調査地はなかった。そうした折、偶然立ち寄った北スマトラ州メダン近郊のジャワ人集落に興味を引き付けられた。北スマトラの地にジャワ人が卓越する集落が存在する背景には、20 世紀初頭から始まったオランダの移住政策 (Kolonisasi) がある。彼らは、19 世紀末から始まったデリでのプランテーション地帯の労働者として連れてこられた移住者の子孫であった。ジャワでもない地に、ジャワを彷彿とさせる家並みとジャワ語の世界に、ストーラーはのめりこんでいった。

この地はベネディクト・アンダーソンのナショナリズム研究でも、あるいはアンソニー・リードの東南アジア史研究でも、人類学による「慣習法共同体」の研究でも、全く取り扱われることのない土地であった。⁵ インドネシアでデリと呼ばれるこの地帯とはいったい何であるのか？

ジャワの貧しい農村部に住む人々には、デリとは成功のチャンスがつかめる黄金郷のような響きのする土地であった。しかし現実は違った。デリは資本と権力が富を求めて争いを繰り広げる土地であった。労働者はそうしたむき出しの欲望のなかで翻弄される小さな存在であったが、彼らの扱いは時代を経て異なってきた。

ストーラーは調査中の興味深い出来事を記している。ある農園内の交差点で、年配のジャワ人男性が自転車を降り、自分たち（白人）に挨拶をしてきた。ジャワ研究を目指していたストーラーはジャワ人の礼儀正しさを知っていたので、その老人の行動を最初ジャワ人らしい丁寧な挨拶行動ととり、軽く返礼をした。だが、それはなんの反応も引き起こさず、彼女は何かと疑問を抱いた。ところが、のちに、それは植民地時代以来のヘゲモニー意識の反映であることを知る。オランダ植民地時代、農園内を乗り物で白人を追い越す時、あるいは農園本部を通過する時には、乗り物を降りて「恭順」の姿勢を取ることを「原住民」は強要されていて、その老人は独立後 30 年を経ても白人を見ると、とっさに昔のヘゲモニー関係を思い出したのである。

デリとは、ほぼ「無人」の土地に欧米資本が中国人、ジャワ人労働者を持ち込み、プランテーション経営を行った資本主義の実験場であった。そこにマラッカ海峡沿岸のムラユ人王族の実質的な権力は及ばず、また内陸部のバタック人の勢力下にもなかった。そこで事業を営む資本家はムラユ人王侯から、形式的な *Consession*（森林開発許可）を得ると、ほとんど何の制限もなく、事業を行った。19 世紀末のタバコ栽培から、20 世紀に入るとゴム、アブラヤシ、サイザル麻、茶などの世界商品の栽培が続けられた。

ストーラーの論点は以下の通りである。

① 19 世紀末から 20 世紀初頭

「契約労働」（苦力）時代、消耗品としての労働者

② 1910 年代～1920 年代

「家族」の取り込みと労働者の忠誠・生産能力の向上

② 1929年恐慌～1930年代

フォーディズムの深化——労働生産性の向上と支配の貫徹

⑦ 1950年代～1960年代前半

労働運動の高揚と「官僚資本家」による抑圧

⑧ 1960年代後半～

「開発」の時代とポスト・コロニアリズム

初期の労働者はまったくの消耗品であり、またほとんど男のみの社会であった。女性はそうした独身男性労働者の性的な処理に使用させる売春婦としてしか認識されていなかった。ところが、遠方から連れてくる中国人の輸送費用がかさむことと、時折彼らが起こす反乱に手をこまねいた資本家は、より「従順」だと思われたジャワ人を使うことを思いつき、ジャワ人をデリに連れてくる政策を行った（コロニサシ）。最大50万人のジャワ人が連れてこられたが、彼らはジャワという環境を離れると予想外に従順ではなくなり、資本家としては彼らの処遇に頭を痛めた。

次の段階に来るのが、そうした労働者に家族を作らせるという政策の奨励である。独身男性だけだと反乱も多いが、家族を作らせ、彼らのための政策（宿舎を与え、野菜栽培などを認め、「自営農民」という幻想を実現させる）を取り入れると、会社に対する労働者の忠誠心が高まり、その結果生産性も上がり、こうした政策にかかる費用対効果も高くなった。

ところが、1929年の大恐慌はデリにも大きな影響を与えた。多くの会社が倒産し、労働者のレイオフを行った。ジャワに帰る人も多かったが、レイオフされた元労働者が農園と農園の間にある境界部に住み着き、スクワッター化していった。こうした時代に取り入れられたのが、自動車のフォードの工場に取り入れられた生産性向上のための各種の取り組み（フォーディズム）を農園のなかにも取り入れること

であった。労働者1人当たりのノルマを高くしても、⁶クビになるよりはましだということで、多くの労働者はそうした労働強化を受け入れた。その結果、大恐慌後数年で会社の経営は上向き、その後は急速に業績を回復していった。

戦後における様相はここでは説明しない。

2 インドネシア、マレーシアのアブラヤシ開発

2-1 拡大するアブラヤシ農園／世界商品としてのパーム油⁷

アブラヤシから摂れる油をパーム油という。これはアブラヤシの果房から摂れる油のことで、パーム原油 (Crude Palm Oil) と呼ぶ。核 (種子) から摂れる油をパーム核油といい、製造法も用途も異なる。パーム核油は主に石鹼、洗剤の原料となる。世界の植物性油脂の生産の統計を参照すると、21世紀初頭にはまだ大豆油の生産と輸出量がパーム油よりも多かったのであるが、大豆油や他の植物性油脂 (菜種油、オリーブオイル、ヒマワリ油など) の生産・輸出量はほぼ横ばいであるのに対して、パーム油、パーム核油の生産、輸出量が12～3年間に2倍以上の伸びを示していることが注目される。調理用の揚げ油としてだけではなく、食品 (アイスクリーム、チョコレート、スナック菓子など)、石鹼や化粧品、薬品などに加工されている。パーム油は表にはその存在が出にくい、多くの商品に利用されている。その意味で、パームオイルはすでに「世界商品」となってきたといえるだろう。⁸

1960年代以来世界のパーム油の生産量第1位であったマレーシアだが、2007～2008年にインドネシアに抜かれ、それ以来インドネシアが第1位の生産国となっている。2011～12年の世界のパームオイル生産量は約5000万トンであるが、インドネシアがその半分以上の51%を占めていて、マレーシアは37%である。⁹だがこのことは、イ

インドネシアが世界最大のパーム産業国であるということを示さない。マレーシアではアブラヤシ農園の面的な拡大をやめ、各国へ資本輸出をするという形で実質的な生産量を伸ばしてきている。1997～98年のアジア経済危機後のインドネシアにマレーシア資本が参入し、インドネシアのCPOをマレーシアへ輸出し、そこで加工して全世界へ輸出するという形態に変わってきている。

世界のパーム油の消費量をみると、2007年以降インド、中国といった人口大国でのパーム油消費量が多い。生活水準が向上すると植物性油脂の消費量も増えるといわれているが、この2か国の世界経済における地位の向上がこうした消費量にも反映されている。インドネシアでは、輸出だけではなく、国内消費量も旺盛であるのは、2億5000万人にも達するその人口の多さが原因である。かつて、EU諸国では「環境にやさしい」という理由でパーム油の消費が多かったのであるが、アブラヤシ開発に伴う持続性の危機が強調されるようになると、その消費量は頭打ちとなっている。ただ、マレーシア、インドネシアへの資本参加という側面は変わっていない。

輸出量でもインドネシアがマレーシアを抜き、2011～12年には約全輸出量の50%にも迫っている。だが先に述べたように、インドネシアからの輸出の多くはマレーシアに運ばれている。

表2は2013年のインドネシアからのパーム油の国別輸出入量を示している。それによると、輸入はゼロであり、輸出はインド向けの輸出量をもっとも多く、シンガポール、マレーシアが続いている。シンガポール、マレーシアは自国での消費のために輸入するのではなく、オレオケミカル産業により、各種製品に加工してから、輸出に回す。統計表をよく見ると、スペインという国名が2回出てくるなど、統計の質の点で疑問もあるが、一つの参考資料にはなる。中国への輸出量が非常に少ないことが気になるところである。

表1 インドネシアからの2013年パーム油の国別輸出流量¹⁰

No.	Kode HS/ HS Code	Ekspor/Export		
		Negara Tujuan/ Destinaton	Volume/ Volume (Kg)	Nilai/ Value (\$ US)
1.	Minyak sawit/ Crude Palm Oil 1511100000	CHINA	39.127.355	28.032.161
		SINGAPORE	544.925.273	417.899.758
		MALAYSIA	182.197.585	128.472.867
		INDIA	3.099.284.418	2.331.771.685
		BANGLADESH	51.489.727	36.222.212
		TURKEY	5.499.917	3.710.552
		EGYPT	6.809.870	4.901.471
		MOROCCO	800	614
		TUNISIA	3.001.000	2.248.738
		TANZANIA, UNITED REP. OF	6.000.065	4.703.815
		KENYA	75.699.437	57.058.920
		MOZAMBIQUE	67.249.000	50.808.671
		CAMEROON	19.999.970	15.044.978
		SENEGAL	3.000.000	2.497.500
		NEW ZEALAND	15.999.751	12.095.045
		NETHERLANDS	2.999.951	2.342.465
		GERMANY, FED. REP. OF	4.899.957	4.091.464
		ITALY	1.277.800	833.223
		SPAIN	1.094.672.555	832.438.706
		GRFFCF	277.739.974	177.077.807
		DENMARK	10.870.252	8.337.997
		NORWAY	519.929	421.142
		ITALY	683.551.748	529.876.776
		SPAIN	421.572.267	315.382.330
		GREECE	5.218.625	3.982.796
		THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF	5.125.000	3.809.563
		RUSSIA FEDERATION	6.000.000	4.469.625
		Jumlah/Total	6.584.732.226	4.978.532.881
	Total Minyak Sawit/Crude Palm Oil		6.584.732.226	4.978.532.881

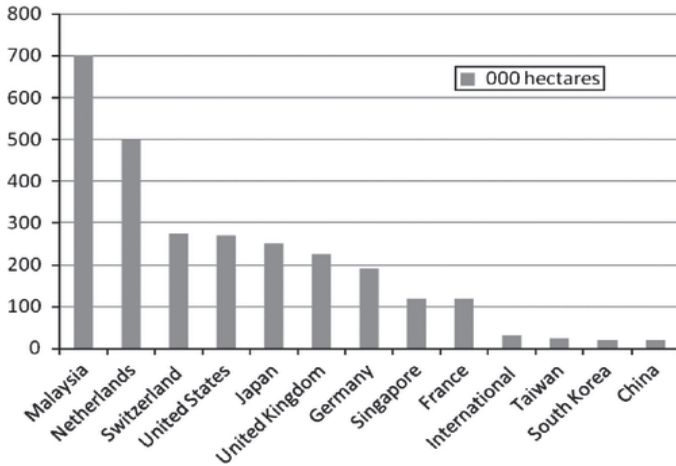
2-2 インドネシア、マレーシアにおけるパーム産業の発展

マレーシアにおけるアブラヤシ農園開発は、天然ゴムに代わる世界商品として1950年代末から始まった。FELDA（連邦土地開発庁）を中心とした開発で、ブミプトラ優遇策政策の一環として、土地のないマレー人に優先的に土地を与える政策が続いた。FELDAと並んで、民間エステートも大きな存在であり、東マレーシアではその傾向が強い。マレーシアは全国土の50%は森林として維持するという宣言を何回か行っていて、またインドネシアに比べると圧倒的に狭い国土面積のため、1990年代からはパーム農園の面的拡大よりも、下流部中心、資本投資に舵を切った。¹¹

表2を見ると、2004年時点でのインドネシアのアブラヤシ農園における外国投資農園の生産高を示している。マレーシアが700万トンであり、その年の私営農園の全生産高1,083万トンのうちの65%弱を

占めている。第2位がオランダであるが、その中心は米英蘭の多国籍企業であるユニリーバーである。全世界のパームオイル生産の3%を利用しているといわれるこの企業の存在感はきわめて高い。¹² 第3位にスイスが入っているが、これは明らかにスイスに本社を置くネスレの存在のためであろう。アメリカが第4位であり、日本が第5位になっている。Sawit Watch（アブラヤシ開発ウォッチ）の調査によれば、日本の大手銀行だけではなく地方銀行などもインドネシアに投資している。¹³ シンガポールからの投資の中心はウィルマー・グループであろう。

表2 Indonesia: oil palm holdings by countries, 2004¹⁴



インドネシアにおけるアブラヤシ開発は1910年代からデリで始まるが、本格的には1980年代以降のことである。世界銀行からの融資を受け、政府による開発移民政策（トランスイミグラシ）と組み合わせた方式（中核農園・プラスマ農園）が中心であった。World Rainforest Movementはインドネシアにおけるパームオイル産業の発展を次の5期に分けている。¹⁵ こうした時代分けは、それによってそれまでの政策との断絶が起きたとか、あるいはこれまでの政策が完全に

消えてしまったということの意味していない。

第1期 PIR-Trans 期 (1993年10月まで)

中核農園とトランスイミグラの組み合わせ方式

第2期 規制緩和期 (1993年～1996年まで)

州知事は200haまでの開発権を付与でき、急速に民間資本が拡大

第3期 私有化時代 (1996 - 1998)

スハルト退陣まで続いた政策で、半民営化している国有農園の民営化政策

第4期 協同組合期 (1998 - 2002)

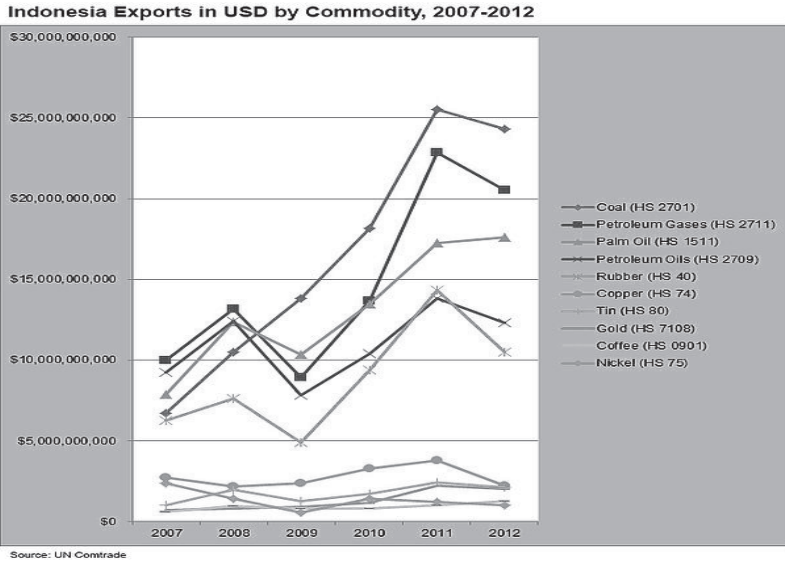
スハルト退陣後の地方分権時代に地方で1,000haまでは州知事の許可で開発権を発行

第5期 地方分権期 (2002 - 2006)

県長 (Bupati) は1,000haまでの開発許可権が付与された

表3は米ドル建てのインドネシアの輸出産品の変化を示している(2007 - 2012)。この表から、2011年以來、パーム油輸出額は、石炭、液化天然ガスに次いで、第3位の輸出産物にまで成長してきたことがわかる。石油がほとんど枯渇したインドネシアにあって、重要な外貨獲得の手段となってきたのである。

表3 インドネシアの米ドル建て輸出産品



2-3 西パサマン県のアブラヤシ・プランテーション開発

筆者は2000年以來西スマトラ州での土地紛争の研究を行ってきたが、アブラヤシ開発に伴う土地紛争の問題を西パサマン県で実施した。PHP (Permata Hijau Pasaman パサマン緑の宝石) 社、ゲルシンド・ミナン・プランテーション社、それに国営第6農園の事例研究を行った。以下、西パサマン県のパーム農園開発の歴史と特徴を概観する。西パサマン県は2003年パサマン県より分離された。面積は3,864 km²、県都はシンパン・アンパット。

西スマトラ州はアブラヤシ開発の中心地ではないが、インド洋に面する沿岸部で1990年代初頭から開発が進んだ。2014年の統計では、アブラヤシ農園面積38万ha、108万トンの生産高で、各州別では第10位(1位はリアウ州)。¹⁶

これまでの研究から、以下の6点をポイントして挙げておく。

①西スマトラ州でのアブラヤシ開発をめぐる土地紛争では農園内の移

住労働者が紛争のキーをなす

- ②インドネシアのアブラヤシ開発はトランスミグラシ政策と結びついていたが、西スマトラ州ではクリンチなどのランタウで数百 ha の土地がトランスイミグラシ用に開発された
- ③西スマトラの共有地の土地利用では、1970 年代まではゴムが中心であるが、1980 年代以降アブラヤシが中心となった
- ④土地提供者（ナガリの成員）をブルスマ（参加農家）として位置づける
- ⑤中核農園の労働者は移住者（ジャワ人、ニアス島人、バタック人、マンダイリン人など）が多いが、特にニアス人労働者の数が圧倒的に多い
- ⑥ニアス人労働者が重宝されるのは、彼らがエスニック間関係の最底辺に位置づけられるから（地元のミナンカバウ人が採用されないのは、ニアス人とは正反対に位置付けられるから）

表 4 - 1、4 - 2 から西パサマン県のアブラヤシ産業について、以下のことがわかる。

2010 年現在アブラヤシ農園としては 14 社の民間大規模農園と国営農園 1 社（国営第 6 農園）がある。2010 年と 2013 年の統計で、2013 年統計の 1、14、15 の 3 社は 2010 年統計には載っていない。経営者が変わった可能性がある。企業農園面積は 74,371ha から全く変化はないが、民衆農園は 62,060ha から 63,496ha へと微増している。全体で 150,784ha の栽培面積が 161,706ha へと増えている。全体に占める民衆農園の割合は、2010 年の 41% から、39% へと減ってはいるが、民衆農園の数字そのものは増加している。

生産高であるが、2010 年には、企業農園が 1,780,200 トンであるのに対して、民衆農園では 1,066,320 トン、全体に占める割合は 33% に過ぎない。これが 2013 年になると、企業農園が 1,710,313 トン、民衆農園が 950,995 トンであり、全体 2,919,606 トンのなかの 33% となり、

単位面積当りの民衆農園の生産性の低さが目立つ。

表4-1には、各農園の1ha当たりの収穫高が記されている。企業農園の大半は24トンである(5、6を除く)。ところが民衆農園では19トンであり、統計からも民衆農園の生産性の低さが裏付けられる。

民衆農園の生産性の低さの原因はいくつか挙げられるが、そもそも企業農園と民衆農園では使っている種子が違っている。企業農園では、品種改良を重ねた種子を使っている。そうした生産性の高い種子の開発が、企業農園の競争力を高める原動力である。そうした種子を民衆農園で使うには、農民は高値で買わないとならないので、金のない農民は買うことができない。ある民衆農園主は「2ha当たり1,000万ルピア(10万円程度)かかる」と話していた。¹⁷

西パサマン県の普通の民衆が使う種子は、自然に発芽した苗木である。国営第6農園の前身であるオランダ企業がインドネシア独立以前に栽培していたアブラヤシの木から流出した実が自然に発芽し、今では背が高くなりすぎているため収穫はできないが、洪水時などで落下した実が流れ出し、下流域で自然と発芽することもある。そうした苗木を業者が集め、売っている。大規模農園で使っている苗木の5分の1程度の値段で手に入る、とのことであった。

表 4 - 1 2013 年西パサマン県企業農園と民衆農園のパーム油生産高と面積

DATA LUAS AREAL DAN PRODUKSI KELAPA SAWIT PERUSAHAAN DAN KEBUN RAKYAT KABUPATEN PASAMAN BARAT TAHUN 2013

No	Nama Perusahaan / Kebun Rakyat	Lokasi Kebun	Luas Kebun (Ha)				Luas Kebun Berproduksi	Hasil / Ha / Tahun (Ton)	Produksi / Tahun (Ton)
			Inti	Plasma	Rakyat	Jumlah			
1	PT. Agro Masang Perkasia	Kinali	1,478	-	-	1,478	1,478	24.00	35,472.00
2	PT. Perkebunan Anak Nagari Pasaman	Kinali	2,036	-	-	2,036	1,963	22.80	44,796.40
3	PT. Inkuad Agritama	Kinali	2,073	-	-	2,073	2,073	24.00	49,752.00
4	PT. Laras Internusa	Kinali	7,409	-	-	7,409	7,000	24.00	168,000.00
5	PT. Primatama Mulia Jaya	Kinali	1,940	1,880	-	3,820	2,649	21.60	57,216.40
6	PT. Perkebunan Nusantara VI	Sarik	3,549	4,800	-	8,349	8,349	21.60	180,336.40
7	PT. Gersindo Minang Plantation	Tanjung Pangkal	3,600	2,600	-	6,200	5,057	24.00	121,368.00
8	PT. Permata Hijau Pasaman	Padang Harapan	2,615	3,170	-	5,785	4,069	24.00	97,656.00
9	PT. Anam Koto	Mauro Klawel	3,477	1,300	-	4,777	4,700	24.00	112,800.00
19	PT. Agrowiratama	Sungai Aur	6,468	1,524	-	7,990	7,990	24.00	191,760.00
11	PT. Bakrie Pasaman Plantation	Sungai Aur	11,752	4,171	-	15,923	15,923	24.00	382,152.00
12	PT. Pasaman Marama Sejahtera	Sungai Aur	2,170	1,855	-	4,025	4,025	24.00	96,600.00
13	PT. Bintara Tani Nusantara	Sungai Beremas	6,135	1,050	-	7,185	7,185	24.00	172,440.00
14	PT. Agro Bisnis Sumber Makmur	Ranah Batahan	2,675	-	-	2,675	-	-	-
15	PT. Sago Nauli Pasaman	Ranah Batahan	4,017	-	-	4,017	-	-	-
	Jumlah Kebun Perusahaan		61,392	22,160	22,160	83,542	72,461	-	1,710,313.20
16	Plasma Swadaya / KUD / CV	Kab. Pasaman Barat	-	-	14,668	14,668	13,453	19.20	258,297.60
17	Kebun Rakyat	Kab. Pasaman Barat	-	-	63,406	63,406	49,531	19.20	950,995.20
	Jumlah		61,392	22,160	100,314	161,706	135,445	-	2,919,606.00

Sumber : - Data HGU Perusahaan Perkebunan
 - Laporan Perusahaan Perkebunan
 - Data IUP Perusahaan Perkebunan
 - Laporan Data Statistik Perkebunan Tahun 2012

Sukomanenti, Desember 2013
 KEPALA DINAS PERKEBUNAN
 KABUPATEN PASAMAN BARAT

表 4 - 2 2010 年西パサマン県企業農園と民衆農園のパーム油生産高と面積 ¹⁸

Tabel Luas Areal dan Produksi Komoditi Kelapa Sawit Kabupaten Pasaman Barat Tahun 2010

No	Nama Perusahaan / Kebun Rakyat	Luas Kebun (Ha)				Luas Kebun Berprod (Ha)	Jml Produksi / Tahun (ton)
		Inti	Plasma	Rakyat	Jumlah		
1	PT. Bintara Tani Nusantara	7,000.00	1,050.00	-	8,050.00	8,050.00	193,200.00
2	PT. Laras Internusa	4,950.00	-	-	4,950.00	4,950.00	118,800.00
3	PT. Gersindo Minang Plantation	5,698.00	2,400.00	-	8,098.00	8,098.00	194,352.00
4	PT. Perkebunan Anak Nagari Pasaman	977.35	-	-	977.35	977.35	23,456.40
5	PT. Primatama Mulia Jaya	2,362.60	1,748.24	-	4,110.84	4,110.84	98,660.16
6	PT. Bakrie Pasaman Plantation	9,063.00	4,171.00	-	13,234.00	13,234.00	317,616.00
7	PT. Anam Koto	2,798.00	1,300.00	-	4,098.00	4,098.00	98,516.80
8	PT. Agrowiratama	7,990.00	1,524.00	-	9,514.00	9,514.00	247,364.00
9	PT. Perkebunan Nusantara VI	5,010.00	4,800.00	-	9,810.00	9,810.00	264,870.00
10	PT. Inkuad Agritama	1,509.32	-	-	1,509.32	1,509.32	36,223.68
11	PT. Pasaman Marama Sejahtera	3,967.00	1,855.00	-	5,822.00	5,822.00	139,728.00
12	PT. Primatama Mulia Jaya	1,387.28	1,347.10	-	2,734.38	2,734.38	57,421.98
13	PT. Tulas Sakti Jaya	563.70	-	-	563.70	-	-
14	PT. Tunas Rimba	900.00	-	-	900.00	-	-
	Jumlah Kebun Perusahaan	54,176.25	20,195.34	20,195.34	74,371.59	72,907.89	1,780,209.02
15	KEBUN PLASMA / KUD / CV	-	-	14,353.00	14,353.00	12,600.00	302,400.00
16	KEBUN RAKYAT	-	-	62,060.00	62,060.00	44,430.00	1,066,320.00
	Jumlah Kebun PT dan Rakyat	54,176.25	20,195.34	96,608.34	150,784.59	129,937.89	3,148,929.02

Catatan : Kebun Plasma Perusahaan dikategorikan sebagai Kebun Rakyat

* 企業のプラズマ農園は民衆農園 Perkebunan Rakyat に含まれている

表 5 は西パサマン県の民間パーム農園の従業員数（外国人とインドネシア人）と搾油工場のあるなし、農園のあるなしを示している。外

国人はマレーシア系の農園におけるマレーシア人幹部職員である。インドネシア人労働者のなかには、常勤職以外の日雇い労働者は入っていない。また、農園のなかには搾油工場を持っていない農園もある。また、農園を持たず、搾油工場だけの企業もある。10のPT Pari Buah Sawitはインドネシア人の従業員数が極めて少ないので、その可能性が大きい。

表5 西パサマン県におけるパーム農園の搾油工場、労働者（外国人／インドネシア人）の資本別（外国・国内）一覧¹⁹

No	企業名	外国人従業員数	インドネシア人従業員数	搾油工場	農園
1	PT AMP Plantation	6	2,185	+	+
2	PT Gersindo Plantation	9	792	+	+
3	PT Sumbar Andalas Kencana	12	2,075	-	+
4	PT Incasi Raya	12	3,575	+	+
5	PT Pencari Sawit Indonesia	7	1,700	-	+
6	Bunga Setangkai Pangkalan	0	100	-	+
7	PT Permata Hijau Pasaman	8	1,072	-	+
8	PT Tidar Kerinci Agung	0	4,254	+	+
9	PT Perkebunan Pelalu Raya	0	50	+	+
10	PT Pari Buah Sawit	3	127	+	
11	PT Perkebunan Nusantara VI	0	1,201	+	+
12	PT Mutiara Agam	0	1,347	+	+
13	PT Agrowiratama	0	1,020	+	+

3 アブラヤシ農園労働者をめぐるヘゲモニー関係

3-1 ウィルマー・グループと国営農園の比較²⁰

3-1-1 ウィルマー・グループ

1991年シンガポールで創業したウィルマー・グループは、アブラヤシ栽培、パーム油生産、植物性脂質、オレオケミカル製品生産、バイオディーゼル生産などを行う東南アジア最大のアグリビジネスである。本社はシンガポールにあり、世界20か国で生産（特に、インド

ネシア、マレーシア、中国、インド、ヨーロッパ) している。中国向けのパーム油はほとんどウィルマー・グループが独占している。従業員 8 万人、300 以上の加工工場を持ち世界 50 か国に製品を販売している。

インドネシアの国内法により 1 州につき 1 農園が所有できる面積の上限が 2013 年法律で 10 万 ha である (それ以前は 4 万 ha) ため、各資本は各州に多くの支社を作っている。西パサマン県では、PHP 社とゲルシンド・ミナン・プランテーションがこのグループの支社である。

西パサマン県のスガイ・アウルにあるゲルシンド・ミナン・プランテーションは、中核農園 3,600ha、PLASMA 農園 2,600ha、計 6,200ha の中規模農園である。土地を提供した地元の人々と紛争を抱えているが、それについてはここでは触れない。1912 年当時のマネージャーであった J 氏とインタビューをしたが、「報償」「懲罰」「進化」という 3 つの「ディシプリン」²¹ を労務管理に用いていると説明してくれた。会社の期待以上の成果を挙げた者には、報償で報いるが、それが達成できない場合、あるいは規律違反があった場合には「懲罰」があり、さらにつねにイノベーションを追求する「進化」という原則である。従業員の福祉にも気を使い、優秀な子弟には奨学金を出している、という。

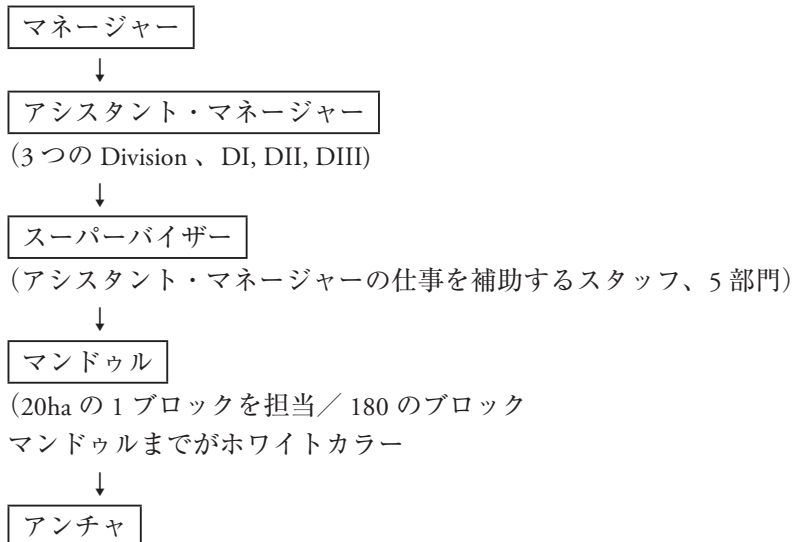
そこで、J 氏の発言の信憑性をアブラヤシ果房収穫労働者へインタビュー調査をして確かめた。快く私を受け入れてくれた J 氏には申し訳ないが、彼の発言はことごとく否定された。

ゲルシンド・ミナン・プランテーションの職階は以下の通りである。実際はもっと細かく区別されているだろうし、また、ウィルマー・グループの他の支社間の関係もあるだろうが、それはここでは考えない。マネージャーの下に、アシスタント・マネージャーが 3 人いて、それぞれ 3 つの部門 (Division) を管轄する。各部門にスーパーバイザー (Vise と略する、V1 ~ V5 がいる) が 5 人いて、アシスタント・マネージャー

の補佐をしている。スーパーバイザー（監督）の下にマンドゥルがいて、20haで構成されるブロック単位で、現場労働者を直接指揮監督する。全農園には180のブロックがあるので、180人のマンドゥルがいることになる。マンドゥルまでがホワイトカラーであり、現場労働者にとってマンドゥルまで出世することが夢である。

現場労働者（Buruh）のなかにも職階はある。アンチャとは1ブロック20人の肉体労働者で構成される集団で、2,500本（1haにつき125本）のアブラヤシの木の世話をする。肉体労働者には、常勤VS日雇いの区別があるが、後述するがその差は大きくはない。肉体労働者の仕事は、FFB（Fresh Fruit Bunches 収穫されたアブラヤシ果房）の収穫、FFBをトラックに積み込むLoadingの仕事、薬剤や肥料の散布、農園内道路補修、農園の電気工事、FFBの搾油工場まで運ぶトラック運転手など、多岐に分かれている。

ゲルシンド農園の職階



3-1-2 国営第6農園

つぎに PHP 社について、その歴史を記しておく。

1981年 当時のパサマン県で、バタン・トンカル川に灌漑施設を整備して、トランスイミグラシを入れて米増産計画（入植者に2haを「売却」）が浮上したが、頓挫

1989年 カパールとササックの共有地 2,400ha（Kapar 1,600ha、Sasak 800ha）でのアブラヤシ農園開発計画浮上

1996年 PHP社に正式な開発許可権（HGU）付与

1997年「覚書」MOU締結（2,400haをPHP 50%、村人 50%の利用で合意）だが、MOUでの約束を順守せず、PHPが80%前後を利用したので、紛争が起きた

2010年12月6日 係争中であつた中核農園の344ha分をカパールのKUDに返還。MOUの約束の順守をPHPが約束し、紛争は終結した。²²だが、カパールとササックの共有地のどこがどう利用されているのか詳細は不明であり、HGUの全面返還は可能かどうか見通しをまだ立っていない。

民間農園に比べると国営農園での労働者の待遇はいい。これは労働者自身の発言からも肯定されている。

インドネシア語でカルヤワン（Karyawan）とブル（Buruh）では意味合いが全く異なる。ブルとは常勤雇用ではない、日雇い労働者、しかも肉体労働者という意味が強いのにに対して、カルヤワンとは常勤で、デスクワーク中心の仕事を意味する。国営第6農園ではカルヤワンを常勤の一般労働者とし、その上の中間管理職をピンピナン（ブル、カルヤワンを指導する者）、そして管理職をスタッフとして区別している。

国営第6農園の従業員は775人。中核農園の農民にはミナン人は少ない。ジャワ人（40%）、バタック人（20%）、ニアス人（12%）。ジャワ人が多いのは、国策としての移民政策を支持しないとならないから。

そもそも、この国営第6農園の前身はオランダ時代民間のアブラヤ

シ農園であった。オランダ時代の1925年、永借地権（Erpacht）が設定され、アブラヤシ農園が開かれた。独立後、インドネシア軍の管理の下にあったが、荒廃し、地元の住民が好きなものを栽培していた。1980年ドイツのGTZプロジェクトによりパーム栽培が再開され、国営第6農園が設立された。

中核農園3,250ha、プラスマ4,800ha。²³ 現在、5つのKUD（村落協同組合）がある。パーム農園開発のためのランドクリアリングはナガリ銀行（西スマトラ開発銀行）の支援を受けた。

3-2 農園労働者のフォーディズム①

以下はゲルシンド・ミナン・プランテーションのFFB収穫労働者7人へのインタビューの結果をまとめたものである。バタック人、マンダイリン人、ジャワ人、ミナンカバウ人1人であった。ニアス人労働者は「来なかった」。インドネシア語が十分ではないので、コミュニケーションに問題があると考えたのではないかと、とは来た労働者の推測であった。農園のなかでインタビューに応じると会社の眼を引くので、あるレストランで一緒に食事をするということにして、インタビューをする機会を得られた。

彼らは常勤労働者であるので、宿舎は与えられている。「バラックだ」と自嘲する。「電気は来ているが、雨漏りがする、土間だけのひどい状況」だという。

大半は低学歴である。小学校も終えていない人もいたし、中学校に2年間行ったが、中退者もいた。総じて学歴が低く、読み書き能力に落ちる。

彼らは異口同音に果房収穫労働は、もっとも評価の低い仕事であるという。給料明細が英文で書かれている、大半の労働者は英語が読めないで、内容が理解できない。収穫作業以外にいろんな仕事をさせられて、「給料に反映させる」と言いながら、実際には手当がない。

さらに彼らの不信感を買っているのは、収穫高のごまかしである。FFBの重さは種々雑多であるが、搾油工場に搬入時の計測でかならず20キロと計測されるのは不当である、と怒る。果房が30～40キロある場合でも計量時に「20キロ」とされる。給料は、納入量1トン当たりいくらと査定されるため、「かならず」FFB50果房を収穫しなければならない。しかし、給料の上では1tでも、実際には2～3tは収穫していて、その差が大きく、給料に反映されていない、のは納得がいかない、と怒っていた。

会社のなかでは、“PHK atau Kerja”という威嚇の言葉が溢れている。PHK (Pemutusan Hubungan Kerja、直訳すると労使関係の破棄)とは臍首、失業を意味する。会社のやり方に不満を訴える者に対して、「クビになってもいいのか、仕事を選ぶのか」と、威嚇し、黙らせるのである。

農園内は果房を運搬するトラックの往来が絶えない。ある人の子供が、トラックに轢かれて死亡しても、「警察には報告できない」。会社からは250万ルピア(約2.5万円)をもらっただけである。これは口止め料で、この受け取りを拒否したら、「失業か、仕事か」の選択を迫られる。かくして、被害者はわずかな金と引き換えに、泣き寝入りを強制される。

つぎに彼らが不満を述べたことが、健康保険 (Jaminan Sosial Tenaga Kerja, JAMSOSTEK) のことである。保険料は毎月の給料から天引きされるが、日雇い労働者には適用されない。また、労働者のけがへの保障が不十分であるという。

果房収穫作業は危険な仕事である。収穫には長い竿の先端に鎌の付いたエグレック Egrek を用いるが、収穫した果房が頭を直撃する可能性がある。あるいは、鎌が外れて、体にけがをする、指を落とす、あるいは首に当たって即死、という惨事も起きる。

さらに、保険に入っているにもかかわらず、会社からの給付が十分ではないと不

満を漏らした。「会社はどんな場合にも 25 万ルピア（約 2 千円）以上を出そうとはしない」「けがをして休んだ場合、その分は休業として、給料からカットされる」「農園の中には救急車がなく、緊急時にはトラックで運ばれる」「搬送用トラックでひかれる事故が多い」などなど。保険を払っているのに、給付が十分ではなく、保険に入っていない日雇い労働者との実質的な区別はない、とのことである。

図 1 英語で書かれた給料明細 (PHP 社 2014 年 1 月分)

SHEVA HILAU PARANGRI		PAYSHEET FOR MONTH		JANUARY 2014	
EMPLOYEE NAME :	HENERI	GELONGAN :	RIE		
EMPLOYEE CODE :	PE/1PH/0396/20	TANGGAL MASUK KERJA :	01.03.1996		
DIVISION :					
SEX :	MALE				
STATUS :	R/2/3				
SALARY / ALLOWANCES		(Rp.)	DEDUCTIONS		(Rp.)
1. BASIC SALARY			JAMSOSTEK		30,600
- UPAH UANG		1,788,000	PPH		15,779
- TUNJANGAN BANDA KERJA		48,000			
- UPAH NATURE			NATURE		
TOTAL BASIC SALARY		1,836,000			
2. TUNJANGAN					
- NATURE TANGGULANGAN					
- SUBSIDI NATURE					
TOTAL TUNJANGAN					
3. TOTAL ALLOWANCES		30,000			
4. TOTAL PIECE RATE PAYMENT		742,880			
5. RAPEL		516,000			
GROSS SALARY		3,124,880	TOTAL DEDUCTION		46,379
			TAKE HOME PAY		3,078,501
MONDAYS :	30	ABSENSE :			0
ANNUAL LEAVE :	0	MENTHINATION LEAVE :			0
SICK :	0	MATERNITY LEAVE :			0
PERMISSION :	0	OVERTIME :			0
PAID BY :		RECEIVED BY :			
		HENERI			

この給料明細は何故か英語で書かれている。その真意は推測するしかないが、労働者の大半は明細の細部を理解できないのは事実。自分の給料がどのように計算され、いくら支給されているのかを判断できない明細であれば、意味をなさない。

まず雇用者名がきて、雇用者コードが記載され、さらに Division 名、性別、地位が記されている。この明細はトラックの運転手の明細だが、他の労働者の場合も、記載項目は変わらないだろう。

つぎに給与の内訳が記されている。基本給と特別手当が区別され、手当には基本手当、現物支給、それにその他の手当がある。さらに、本給以外の出来高給があり、その上に不足分の追加支給がある。給料の一部を遅配して、会社が利益を得ている節も認められる。こうした

項目の総和が課税支給額となる。

それ以外で目立つことは、明細の右半分では天引き欄があり、健康保険と所得税の項目があげられている。

課税支給額から天引き額を引いたものが、総支給額となる。

明細の下の方に、備考欄があり、次のような項目が記されている。労働日数、年次有給休暇、病欠、申請休暇、欠勤、生理休暇、産休、それに Overtime（残業という意味だが、ここでは遅刻の意味か）とあり、こうした項目に引っかかると、給料から天引きされるのだろう。果房収穫作業時の事故の場合でも、欠勤すると天引きされる。

ゲルシンドの労働者と国営農園の労働者の待遇を比較すると、はるかに国営農園の方がいい。国営農園の方が、親方日の丸的な側面があることは事実である。インドネシア全体で見ると、国営農園は赤字である。にもかかわらず政府は大量の税金を国営農園につぎ込んでいるという。²⁴

国営農園では、常勤であるカルヤワンには住宅が支給されている。マネージャーや幹部候補生の住宅と比べると見劣りがするが、外観からはそうひどい住宅とは思えない。少なくとも、ゲルシンドの果房収穫労働者に支給されていたバラックではない。

常勤労働者には健康保険が適用される。しかし、事故・病気の際どの程度保証があるかは不明。国営農園であることからして、ゲルシンドよりはいいだろう。

給料の一部として米が支給されている。アン・ストローラーによると、給料の現物支給は植民地時代からあった慣行である。物価の上昇が激しいときには、現物支給は労働者にとって大変助かる制度であるが、物価の安定期には会社に都合のいい制度となる。ゲルシンドの場合、ノルマ以上（月 30 トン）の収穫を行った労働者への特別報酬という意味で、米 10 キロ相当のお金がもらえる。

そのほかに作業服が支給され、ルバラン（断食明けの大祭）への一時金が支給される。収穫労働者にはノルマ以上の収穫があるとボーナスがある。平均月 500 トンの収穫が普通だが、600 トンを超えるとボーナスがあるとのこと。

子弟の教育支援も充実しているという。BPAS という子供の教育費支援がある。小学校、中学校、高校、大学ごとに支援内容が異なる。また、遠隔地で教育を受けさせる場合にも支援がある、とのこと。

マネージャーの A 氏の発言では、労働者の採用方針は「健康が第一」。スク（民族）で選ぶ、とは言えないだろうが、従業員の構成では西パサマン県の人口比に比して、ジャワ人、ニアス人が圧倒的に多く、ミナンカバウ人は少ない。国营農園が開発移民（トランスイミグラシ）を優先的に雇用しているのは事実で、ここオプヒール農園でもその傾向を確認できる。

労働者の昇進の基準ははっきりしている。管理職のピンピナンへの昇進試験を受けるには 3 か月のトレーニングが必要である。現在 80 人が昇進「試験」を受験中で、54 人が昇進することになっている。年金受給などで親の世代が辞めると、子供が親に代わって職を得ることが多い。

3-3 農園労働者のフォーディズム②

2014 年 8 月、PHP 社の農園内にある B 氏の住居前でインタビューを行った。PHP 農園の小農民組合長の AF 氏の案内で農園のニアス島人労働者 B 氏と彼の家族とインタビューができた。

40 代の AF 氏はカパ村 25 の出身で、ジャカルタの大学を卒業後村に戻ってきた。PHP で職を得て、現在肉体労働者と会社をつなぐパイプ役をしている。

これまでも何回か農園労働者に会ったが、農園の外で、私と一緒に食事をするという設定でインタビューをしてきた。中島と話している

ことを会社に見られると即解雇の可能性があったためだが、今回はAF氏の案内ということで、彼らの生の生活を見ることができたのは大きかった。ただ、それだけに、B氏の発言に「自己規制」がかけられていると推察されたことも事実である。「会社のことを悪く言わない」というのが、暗黙の了解であった。

AF氏の話によると、PHP農園に最初にニアス島人が連れてこられたのは1995年ごろのことである。ニアス島出身の女性と結婚していたあるミナンカバウ人男性が、妻の出身地から連れてきた。

30歳前後と思われるB氏は、結婚1年後の19歳の時に妻と共にニアス島を出た。他に数百人の島民が一緒であった。彼らは船で西スマトラ州北端の港アイル・バンギスに着くと、そこからは車で各地に散らばった。PHP農園で職を得る前には別の農園にいたが、数年前にPHP農園に移り、果房収穫作業の仕事をしている。あとでわかったことだが、彼の父親もこのバラック内で住んでいて、結局父親を頼ってPHP農園にきたことがわかる。

西パサマン県に15,000人のニアス人移住者がいるといわれているが、ニアス島人男性の仕事はほぼこの収穫作業である。B氏の妻も農園の草取りをしているが、2人合わせた収入が200万ルピア（2万円ほど）。²⁶

子供が7人いる。第1子から6人ずっと女で、7人目でやっと男の子供が生まれた。ニアス島は父系社会だから、男の跡取りがほしかった。7人の子供のうち4人が学校に通っていて、月数十万ルピアは教育費にかかるので、生活は苦しい。

3×3m²の部屋が2つあるだけの長屋（バラック）の1仕切りを会社から与えられている。部屋のなかを見ることをはばかれたが、破れ長屋。電気は来ているが、水道はなく、裏側に井戸を掘って、利用しているので、水はある。

テレビは生活が苦しくて買えない。しかし、同じ長屋の住民のなか

にはパラボラアンテナを庭に設置し、テレビを受信している者もいる。日曜日は休みで、教会に行く。牧師はバタック人

インタビューの途中で、彼のお父さんだといわれた男性がバイクに乗り、エグレック Egrek を持ち、一輪車をバイクにつけて、収穫作業に出かけようとしていた。

B 氏の発言は模範生のようなようだった。会社に批判的なことは一切聞かれなかった。ゲルシンド・ミナン・プランテーションの FFB 収穫労働者のような、給料の支払いとか健康保険とかのことで不満を吐露することはなかった。その理由は AF 氏の存在であるが、ニアス人の西スマトラにおける低い地位ということも関係しているだろう。

写真 1 ニアス人 B 氏とのインタビュー風景



写真 2 バラックの井戸と水浴び場



写真 3 B 氏の父親、収穫作業に向かうところ



写真 4 落ちたアブラヤシの実を拾い、燃料とする、女性の仕事



3-4 農園内のフォーディズム③

B氏とのインタビューをする前に、案内のAF氏と農園内のワルンで待ち合わせをしたのであるが、そこに座っていたトラック運転手6人と雑談ができた。トラック運転手は収穫労働者よりもはるかに待遇がいい。

インタビューした運転手6人のなかで、ミナンカバウ人4人、ジャワ人1人、ロンボック島出身1人であった。6人の年齢は20代から30代で、1人を除いて全員が既婚者である。この仕事を始めてから7~18年と長い。それだけこの仕事は安定した収入が得られるのである。平均1日1回、満載したFFBを搾油工場に運ぶ。積み込み作業Loadingの作業が終わるまで、ワルンでくつろいでいる。

月収は400万ルピア(4万円ほど)と言っていたが、これは最もいい時で、彼らの給料明細書を3枚見せてもらったが、手取りは300万ルピア(3万円)ほどであった。

ニアス人は運転手にはなれない。その理由は、彼らは運転免許証が取れるほどの余裕がないから。せいぜい農園内のトラクターの運転手止まりである。

ローディングの労働者は頑健な体の持ち主であることが求められる。月収も運転手よりは高い。ただ、あまり長くは続けられない。20~40キロ余りのアブラヤシ果房を2メートル上のトラックまで持ち上げないとならないので、体への負担は相当に大きいだろう。

ニアス島出身者のなかでも、頑健な者は、この仕事をして、楽な生活が送れる。運転手と同じく彼らも会社から長屋の一区画を与えられるが、昨日のバラックと比べるとだいぶ条件がいい。

収穫労働者の社会的な評価がどの程度低いのか、以下のエピソードがよく示している。

私が宿泊したホテルの24歳になるというジャワ人の女の子に、どういう相手と結婚したいかと聞いたら、「誰でもいい、スク(民族)

は気にしない」という。そこで、「FFBの収穫作業をする人でもいいか」と念を押すと、「いやだ」とのこと。なぜなら、「生活が大変だから」。実際、昨日のB氏の月収は1万円ほど。それに対して運転手の方は4万円だから、その差は大きい。運転手が月給400万ルピアであるという、「十分」と満足そうであった。

写真5 農園内のワルンでつるぐトラック運転手



写真6 ローディング作業



4 サバルタンとしてのニアス人労働者

インドネシア語でSARA(Suku, Agama, Ras dan Antar Golongan)という言葉は、「民族、宗教、人種間の紛争」を表す言葉である。通常、プリブミ対ノン・プリブミ（≒中国人）という対立関係を指す場合が多いが、以下のケースは中国人がプリブミのニアス人を差別したという事件である。²⁷

カバール・ニアス紙は、2015年10月15日ニアス島のグヌン・シトゥリで起きたSARAに関わる一事件を報告した。その事件とは、ある若いニアス人従業員は中国人が経営する店の金を塗んだという嫌疑をかけられ、店の外で「私は泥棒です、私はニアス人です」というプラカードをぶら下げて立つよう強制された。カバール・ニアス紙は、犯罪の事実が解明されていない段階で、泥棒と決めつけ、しかも犯罪と民族性を結び付けているのはきわめて悪質で、SARAの典型として非難した。この事件は翌日暴動へと発展した。ニアス人差別を糾弾する数百

人の群衆が店を襲撃し、2軒の店のガラスを破壊したので、2人が逮捕された。²⁸

ニアス人は19世紀半ばの50年間、アチェや西スマトラへ奴隷として送りだされていた。ニアス島での生活は厳しく、人口圧も加わり、ニアス島外へ出ていくニアス人は跡を絶たない。西スマトラ州には、ニアス人の集住する地域がいくつかある。

1990年代半ばに西パサマン県のオフィールにある国営第6農園の元労働者であったニアス人が、パサマン山（海拔2,920メートル）山麓のナガリ・コトバルの保護林（Hutan Lindung）帯に入り込み、集落を形成し始めた。その数は増え続け、2005年のニアス大地震後はニアス島からの移住者が急増し始めた。最終的には、110世帯（ニアス人は65世帯）、700人に達した。ニアス人以外にジャワ人、バタック人、マンダイリン人、それにミナンカバウ人もいた。

彼らは森を開き、バラックを建て、換金作物としてニラム（英名 patchouli）、カカオ、トウモロコシ、野菜類を栽培した。重要なのは、彼らはアブラヤシ開発の波と無関係ではないということである。下のギリ・マジユ支村（ナガリの下部単位）の民衆農園は、国営第6農園と保護林の間に拡がっているが、植え替え期を迎えたアブラヤシを植え替えると4年間は収穫がなくなるので、保護林帯に入り込んで農園を拡大する人が現れるようになった。その方が植え替え期の収入減を補てんできるからである。だが、海拔240メートルあまりのそうした処は急峻で道路が整備されていないので、収穫用のトラックは入れない。そうすると、保護林帯に入り込んだ人たちが、アブラヤシの果房を収穫し、バイクに積み込んで下の村に運び込んでくる作業に従事する。非常に非効率的な収穫法であるが、スクウォッターとしての彼の弱みに付け込んで、安く買ったたく。こうした不法入植者たちは、地元の民衆農園の拡大と強く結びついている。

こうした状況が大きく変わったのが2009年の総選挙 PEMILU で

あった。7月の大統領選挙でそうした不法占拠者にも投票権が与えられたので、地元のギリ・マジユの住民は12月の県長選挙の時に彼らに投票権を与えないようキャンペーンを始めた。15,000人いるといわれるニアス人の投票行動が県長選立候補者3人の選挙結果に大いに関わると予想されたからである。結果はニアス人の90%の支持を受けたといわれるB氏が当選したが、2位との差が11,843票であった。ニアス人の票が彼の当選を支えたとなるだろう。

ところがB氏の選挙運動を手伝った若いニアス人男性がその後不思議な動きをして、村人の怒りを買ひ、それがニアス人スクウォッターへの怒りへと転化された。ニアス人の支持を受けた県長も住民サイドにつくと、2010年4月ニアス人の家数軒が燃やされ、財産が破壊されるという事件が起きた。ニアス人以外の家屋は無事であった。その結果、300人はニアス島に戻り、他のニアス人は隣のキナリ村の保護林帯へ移動した。

写真7 プラスマ農園に接するニアス人スクウォッターの住居



写真9 換気作物ニラムを製造する装置



写真8 ニアス人スクウォッター住居内でのインタビュー (2015年8月)



写真10 バイクによる果房の搬送作業



ニ阿斯人は西スマトラ州のエスニック・ペッキング・オーダーの最底辺をなしている。現代でもニ阿斯人へのイメージは最悪である。ニ阿斯人は頑健で、現代でも肉体労働に向いているとされている。それは女性も同じで、出産間際の妊婦でも、外での重労働をいとわない、と語られている。ニ阿斯人へのこうした負の言説は婚姻関係でも認められる。母系制のミナンカバウ人のなかで父系制のニ阿斯人、中国人との結婚は歓迎されないが、ニ阿斯人との結婚の方がより嫌われる。現実には、ニ阿斯人との結婚は普通に行われているのに、ニ阿斯人へのマイナスイメージと結びついている。

さらに、山中に住み、蛇やイノシシを捕獲して食べ、また水源を汚すと思われるニ阿斯人の存在に、心穏やかではない地元のミナンカバウ人は多数いたのであろう。イスラム対プロテスタントという宗教の違いも大きく、いったん憎悪の念が高まると、一気に彼らを暴力的に排除するという事件に発展していった。

ここで、グラムシのサバルタン論の観点からこの事件を考えてみよう。

これまでの議論から、西パサマン県でのニ阿斯人の従属性、周辺性は明らかであろう。そうした彼らの属性をうまく利用する形で、アブラヤシ農園労働者としてニ阿斯人が大量に利用されてきた。

それは、国営、民営の大規模農園では若干違いが認められる。ミナンカバウ人の労働者を排除する傾向は両方で認められる。国営農園ではジャワ人の労働者を好んで使う傾向がある。労働者には管理職(Pinpinan)への昇進の機会がある。その狭き階梯を目指して労働者は会社に忠誠を誓う。だがニ阿斯人にはそうした昇進の機会は実質的に保証されていない。

それは彼らの能力が低いというわけではなく、最底辺の職務に従事し、収入が少ないうえに、子供が多く、まともな教育を与えられていないという現実が重くのしかかる。ニ阿斯人労働者の子弟の多くは、小学校も終了できない者が多いただろう。パサマン山麓のニ阿斯人スク

ウォッターでは、もちろん学校もないので、教育すら与えることはできない。かくして、最底辺の労働者の再生産は続けられていく。

最後にスピヴァックの『サバルタンは語れるか』について触れておく。²⁹ デリダ研究で有名なスピヴァックがポスト・コロニアリズム論とジェンダー論の交錯する課題として、インドにおけるサティ（寡婦の殉死）を論じた。サティはイギリスの植民地支配のなかで野蛮な風習として禁止されたが、インド人の側からは植民地支配への抵抗の手段としてサティに応じることが推奨された。しかしながら、そのどちらの論理構成でもサティを行う主体としての女性の「声」は聞かれず、その意味で彼らは語るができない。その語ることのできない主体としての女性＝サバルタンの声を掬い上げることがスピヴァックの役割であると宣言している。

このようなスピヴァックのサバルタン論は本稿にも適用できるのだろうか。スピヴァックの議論は「主体 (Subject)」の在り方をめぐる議論であり、サティを行う女性がサティという行為を自らの意思で行うかどうかは判然とはしない。そのあいまいな部分の主体の在り方に鋭くメスを入れたのが、スピヴァックのサバルタン論であった。アブラヤシ農園の最底辺に位置づけられているニアス人労働者をサバルタンとして位置づけることは可能であるが、彼らを「主体 (Subject)」論の観点から議論することは本稿の目的ではない。その意味で、スピヴァック流のサバルタン論は適用できない。グラムシのヘゲモニー論に基づく、サバルタン・スタディのなかに位置づけることが可能である。

注

- 1 本稿は、2016年7月16日の日本国際文化学会2016年度第15回全国大会で発表した発表原稿を元としている。
- 2 松田博・小原耕一 2005年、「グラムシ・ヘゲモニー概念の展開と現代世界」『立

- 命館産業社会論集』第41巻第2号、87 - 98頁
- 3 ストーラー、アン・ローラ 2007年、『プランテーションの社会史、デリ／1870 - 1979』中島成久訳、法政大学出版局、原著（Ann Laura Stoller, *Capitalism and Confrontation in Sumatra's Plantation Belt, 1870 - 1979*, 1995, Second Edition , with a New Preface, The University of Michigan Press
 - 4 ミンツ、シドニー 1998年、『甘さと権力、砂糖が語る近代史』川北稔他訳、平凡社、原著（1985年）
 - 5 アン・ストーラー、前掲書、第4章「戦争と革命」参照。
 - 6 例えば、労働者1人当たり責任を持つアブラヤシの木の本数を増やすなどといった労働強化策。
 - 7 世界の植物油生産と貿易、一般社団法人日本植物油協会
http://www.oil.or.jp/kiso/seisan/seisan02_01.html
 - 8 世界商品については、川北 稔、『砂糖の世界史』岩波ジュニア新書、1996年、4 - 6頁参照
 - 9 世界のパームオイル生産については以下を参照した。<http://www.globalnote.jp/post-5718.html>
 - 10 *Statistik Perekebunan Indonesia 2013-2015 Kelapa Sawit*, Direktorat Jenderal Perekebunan, Jakarta, December 2014, PDF
 - 11 高多理吉、マレーシア・パーム油産業の発展と現代的課題、季刊「国際貿易と投資」Winter 2008/No.74、pp26 - 40
 - 12 シンガポールに本部を置くウィルマー・インターナショナル（Wilmar International）の財政状況について、オランダの環境団体 Profundo の報告書から引用する。Buyers and financiers of the Wilmar Group, A research paper prepared for Milieudedefensie (Friends of the Earth Netherlands) by Profundo, July 2007
http://www.foeurope.org/sites/default/files/publications/FoEE_Wilmar_Palm_Oil_Financers_0707.pdf
- なお、この文献は以下の拙著で引用している。アブラヤシ・プランテーションをめぐる権力関係——ウィルマー・グループ、国営第IV農園、民衆農園における労働者の管理、「異文化」（論文編）第14号、2013年年4月、103 - 148頁、法政大学国際文化学部紀要

2006年時点でインドネシアとマレーシアに573,405haの土地を所有している。2006年末時点での総資産はUS\$ 1,844 million（184億ドル）。ウィルマーへの投資銀行として、以下の銀行が挙げられている。オランダの銀行とマレー

シアの銀行が圧倒的に多い。日本の銀行の中では、三菱東京 UFJ 銀行が顔を出している。

ABN Amro Bank Netherlands
 Bank Central Asia Indonesia
 Bank Mandiri Indonesia
 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Japan
 DBS Bank Singapore
 Fortis Bank Netherlands
 ING Bank Netherlands
 Malayan Banking Malaysia
 OCBC Bank Singapore
 Rabobank Netherlands
 Southern Bank, part of CIMB Group Malaysia
 Standard Chartered Bank United Kingdom

この報告書の作成された 2007 年直近のウィルマー・グループへの投資では、シンガポールの OCBC Bank、オランダの Rabobank、アセアン全体の投資銀行である CIMB Group、それにイギリスの Standard Chartered Bank がもっとも重要な銀行である。

ウィルマー・インターナショナルの主要な顧客は以下の通りである。中国の企業が圧倒的に多いのが特徴である。アメリカの P & G やスイスのネスレなどパームオイルを大量に消費する企業が挙げられているのは驚くことではない。

Alfred C. Toepfer International Germany
 Arnott Indonesia Indonesia
 Beijing Heyirong Cereals & Oils China
 Beijing Orient-Huaken Cereal & Oil China
 Bunge United States
 Cargill United States
 China Grains & Oils Group China
 China National Vegetable Oil Corporation China
 Cognis Deutschland Germany
 Hindustan Lever India
 Nestle Switzerland

Nirma India
 Procter & Gamble United States
 Savola Saudi-Arabia
 Unilever Netherlands / United Kingdom
 VVF India

こうした企業の中で、米蘭の多国籍企業であるユニリバー（The Anglo-Dutch Company Unilever）は全世界のパームオイル需要の3%を消費する最大の企業である。

13 インドネシアに投資している主要な日本の銀行

Lembaga Finansial Jepang

No.	Lembaga Finansial	US\$ (juta)
1	Aozora Bank	3.8
2	Hiroshima Bank	3.8
3	Mitsubishi Tokyo Financial	14.2
4	Mitsui Trust Financial	6.9
5	Mizuho Bank	59.9
6	Norinchukin Bank	9
7	Orix	6.9
8	Resona Bank	2.9
9	Shinsei Bank	6.9
10	Sumitomo Mitsui Financial	96.9
11	UFJ Bank	26.3
12	Yamaguchi Bank	3.8
		241.3

国際文化研究科／JANNI（日本インドネシア NGO ネットワーク）合同ワークショップ、「Peoples' Right under the Palmoil Boom in Indonesia, Part I, II”

Presentator 1: Mr. Andiko, HUMA, Presentator 2: Mr. Norman Jiwon, Sawit Watch, Part One: Hosei University, Part Two: Kyoto University, 2007年12月1日、3日資料

- 14 Helena Varkey, Malaysian Investors in the Indonesian Oil Palm Plantation Sector: Home State Facilitation and Trans boundary Haze, Asia Pacific Business Review, Volume 19, 2013-Issue 3, p4, PDF
- 15 Indonesia: Government Policy on Palm Oil Development, <http://wrm.org.uy/oldsite/bulletin/124/Indonesia.html>
- 16 Luas Areal dan Produksi Kelapa Sawit Menurut Provinsi dan Status Pengusahaan Tahun 2014, *Statistik Perkebunan Indonesia 2013-2015 Kelapa Sawit*, Direktorat Jenderal Perkebunan, Jakarta, 2014

- 17 一般的にいうと、アブラヤシの種子を民衆が発芽させることはほぼ不可能である。アブラヤシの種子を発芽させるには、専門的な技術が必要で、そのこともアブラヤシの生産性を低めているネックであろう。以下の URL を参照のこと。

A Practical Guide to Germinating Palm Seeds, <http://www.palms.org/principes/1999/palmseeds.htm>

- 18 Dinas Perkebunan Pasman Barat 2010
- 19 Dinas Perkebunan Pasaman Barat 2006
- 20 拙稿、アブラヤシ・プランテーションをめぐる権力関係——ウィルマー・グループ、国营第 IV 農園、民衆農園における労働者の管理、「異文化」(論文編) 第 14 号、103 - 148 頁、2013 年、法政大学国際文化学部紀要
- 21 デイシブリンはフーコーの用語であるが、J 氏自らがこの言葉を用いていた。もちろん J 氏の用法にフーコー的な意味が込められているわけではないが、その意味作用は実にフーコー的といえる。
- 22 その 1 年後、PHP 社は警察を使ってカパールの KAN (慣習法会議) 議長を逮捕させ、約束の履行を反故にしようとして、大きな問題になった。この事件は、RSPO にも報告され、PHP 社は国際的にも大きな批判を受けた。
- 23 2010 年の統計 (5 - 2) では、中核農園 5,010ha、2013 年の統計 (表 5 - 1) では 3,549ha、と数値が大きく変わっている。プラスマ農園の面積には変わりはない。
- 24 社会福祉省のある役人のオフレコ発言。
国营第 3 農園が他 13 国营農園と合同で持ち株会社を組織したと報じられた。
Jakarta Globe, 24-9-2014.
<http://jakartaglobe.beritasatu.com/business/indonesia-sets-state-holding-company-managing-14-plantation-firms-5-19n-assets/>
- 25 カパ (Kapa) はミナンカバウ語、インドネシア語ではカパール Kapar となる。
- 26 果房運転手の給料が、税込みで月 312 万ルピアであることに比べると、果房収穫労働者の給料がいかに低いかがわかる。ただ、住宅費用、電気代は会社負担であるので、その分は割り増ししないとならない。
- 27 Narihisa Nakashima, The Exclusion of Nias Squatters in West Sumatra, a proceeding of the 6th International Symposium of Journal of Anthropology Indonesia, 26-28 July, 2016 in Depok (University of Indonesia), Indonesia (not published)、拙稿、ニアス人スクウォッター焼き討ち事件——インドネシア、西スマトラ州西パサマン県の事例より、『異文化論文編』第 17 号、法政大学国際文化学部紀要、205

～ 232 頁、2016 年

- 28 Kabar Nias, October 15, 2015. Warga Serbu Toko Karena Melecehkan Rasis Kepada Warga Suku Nias, <https://www.youtube.com/watch?v=P-Z8o2vAB2g>
- 29 ガヤトヤ・スピヴァク、『サバルタンは語るることができるか』植村忠男訳、みすず書房、1998 年、原著（1988 年）